

9 信用情報機関における延滞情報登録に関する損害賠償請求及び情報削除の可否

高松志直

片岡総合法律事務所 弁護士

東京地判令2・10・29 令元（ワ）19708号 損害賠償請求事件 2020WLJPCA10298010

●——事実の概要

Xは、平成23年9月8日、Yとの間で3件の電気通信役務提供契約（以下「本件電気通信役務提供契約」という。）を締結した。また、Xは、同日、A社から、3台の携帯電話無線機（以下「本件携帯電話機」という。）を購入し、Yとの間で、本件携帯電話機の購入費用について、個別信用購入あっせん契約（以下、「本件個別信用購入あっせん契約」という、本件電気通信役務提供契約と併せて「本件各契約」という。）を締結した。Yは、本件個別信用購入あっせん契約に基づき、A社に本件携帯電話機の売買代金を立替払した。Xは、本件携帯電話機のうち1台は、鹿児島市内の実家でその母が使用することを計画していたが、実家では電波状態が悪く、本件携帯電話機では通信できなかった。

Yは、Xに対し、本件各契約に基づく利用料金及び割賦金の支払を請求したが、Xがこれを支払わなかったことから、Xが本件携帯電話機についての本件個別信用購入あっせん契約に係る債務の支払を遅延したとして、本件個別信用購入あっせん契約に基づく債務の

支払状況について、信用情報機関に提供した。

本件各契約に際してXに交付された書面の中の「通信について」との項目の中には、「電波を利用しているため、建物の中やトンネル内などの障害物により電波の届かないところや電波の弱いところでは、ご利用いただけません。」等との記載があった。また、同書面中には、本件個別信用購入あっせん契約の約款が含まれていたところ、本件個別信用購入あっせん契約に係る契約約款には、「本商品の引渡しがなされないこと」、「本商品に原始的な破損、汚損、故障、その他の瑕疵があること」又は「その他本商品の販売について、販売店に対して主張することができる事由があること」の場合には、Yに対する支払を停止することができる旨が定められていた。さらに、同書面中には、「個別信用購入あっせんの個人情報同意条項」（以下「本件同意条項」という。）も含まれていたところ、本件同意条項中には、Yが「本件契約に関する支払開始後の（中略）月々の返済状況、支払停止の抗弁の申出状況」等を含む個人情報を指定信用情報機関に提供し、提供した個人情報が

「本件契約期間中および本件契約終了後5年間」登録され、指定信用情報機関の加盟会員に利用されることに同意する旨の条項があった。

Xは、Yを被告として、東京地方裁判所に對し、Yが信用情報機関に根拠のない金額で延滞の信用情報を登録したことにより、社会的信用が失墜し、経済的な不利益を被ったとして、民法709条に基づき損害賠償の支払を求めるとともに、人格権に基づき、「指定信用情報機関等に記載した延滞情報の削除」を求める訴訟を提起した。これに對し、Yは、Xが本件個別信用購入あっせん契約に基づく割賦金の支払を怠ったことから、本件同意条項に基づき、指定信用情報機関に對してXの支払状況等を登録したのであり、YはXより同意を取得した範囲でXの支払状況等を指定信用機関に登録したにすぎず、何ら違法行為は存在しないことを主張した。

●——判旨

請求棄却

本判決は、次のように判示して、Xの請求を棄却した。

まず、Xが支払停止の抗弁を主張することができるかについて、以下のとおり判示し、当該抗弁は認められないものと解した。

「この点、無線通信を利用する移動通信体サービスは、その特性上、通信可能エリアとして表示されていたとしても、現実には通信できないことがあるのは周知の事実である。このような移動通信体サービスの特性からすれば、Xの実家を含めて、ある特定の地点での通信ができなかったとしても、これが携帯

電話機の瑕疵に当たらないことも当然のことである。このことは、Xが本件携帯電話機をA社から購入するに当たって、Yの作成した通信可能エリアの地図を確認していた…としても異なるものではない。そうすると、XとA社との間の本件携帯電話機の売買契約に関して、XがA社に何らかの抗弁を有するとは認められないのであって、…XはYに對し本件個別信用購入あっせん契約の定める支払停止の抗弁や割賦販売法30条の4第1項（本文ママ）の定める抗弁も主張することはできない。また、Xの主張の趣旨が、Yに對して直接何らかの支払停止の主張を行える事由があるとするものであったとしても、前記のような移動体通信サービスの特性は、一般常識というべきものである上に、本件各契約を締結するに当たってXに交付された書面にも「電波を利用しているため、建物の中やトンネル内などの障害物により電波の届かないところや電波の弱いところでは、ご利用いただけません。」等との記載があったのであるから…、Xもこのことを当然了解した上で、本件各契約を締結したものと認められる。そうすると、XがYに對して直接何らかの抗弁を有するとも認められず、Xの主張は、いずれにせよ採用することができないというほかない。」

次に、Yが指定信用情報機関に本件個別信用購入あっせん契約に基づく債務の支払状況を提供したことの当否についても、以下のとおり判示して違法性は無いものと判断した。

「Xは、平成23年9月8日、Yと本件各契約を締結した際に、本件同意条項も受領しており…、これに同意していると認められる。そして、本件同意条項においては、Yは、本件個別信用購入あっせん契約に係る月々の支払

状況等を指定信用情報機関に提供し、当該情報が「本件契約期間中および本件契約終了後5年間」登録されるものとされている…。Yとしては、Xから本件各契約に基づく料金や割賦金の支払がされなかったことから…、本件同意条項に則り、指定信用情報機関に当該情報を提供したにとどまるものであるし、XはYに対する支払を完了していないのであるから、「本件契約終了」にも該当しないものというべきところであって、Yにおいて何らかの不当な行為をしているとは評価できない。」

なお、以上の判断のほか、景表法、個人情報保護法、独占禁止法又は電気通信事業法等に違反するとのXの主張については、事実関係を踏まえながらいずれも簡潔に排斥している。

●——研究

1 はじめに—問題の所在

信用情報機関における延滞情報登録に関しては、その取り扱う情報の内容や債権回収の経緯等に起因して、債務者との間で事実上の紛議等が生じることがある。そこで、本稿においては、信用情報機関における延滞情報登録の取扱いが争点になった本件裁判例に関して解説し、延滞情報登録に関する実体法上の取扱いについて本件裁判例に関連する限度で言及する。

2 本件裁判例の分析

(1) 携帯電話の通信状況と支払停止の抗弁

本件裁判例は、携帯電話の通信状況の一部地域における不良に基づく支払停止の抗弁の主張に関し、「無線通信を利用する移動通信

体サービスは、その特性上、通信可能エリアとして表示されていたとしても、現実には通信できないことがあるのは周知の事実」であることを前提として、「このような移動通信体サービスの特性からすれば、Xの実家を含めて、ある特定の地点での通信ができなかったとしても、これが携帯電話機の瑕疵に当たらないことも当然」であることを理由として、関連する周辺の主張（「XがYに対して直接何らかの抗弁を有する」かどうか）も含めて、Xの主張を排斥した。

かかる判断は、支払停止の抗弁が「本件携帯電話機の売買契約」に関する抗弁の存在を要することを前提として、事実関係に即して当該抗弁が存在しないことを述べるものであり、事実関係及び支払停止の抗弁に係る一般的な考え方に照らして妥当なものと評価できる。また、Xに対して交付された書面において通信状況の不良可能性の記述があったことが判断の考慮要素とされていることに関しては、判断の構造上、かかる要素は必須ではないと思われるものの、利用者向けの説明を丁寧に行うという実務対応の目線としては一つの参考材料となるものと考えられる。なお、判旨中の支払停止の抗弁に関する条文は包括信用購入あっせんに関する条項番号となっているが、個別信用購入あっせんについても同趣旨の条文が定められている（割賦販売法35条の3の19第1項）

(2) 信用情報登録に関する損害賠償及び情報削除

次に、本件裁判例は、本件個別信用購入あっせん契約に基づく債務の支払状況の提供に関する損害賠償及び延滞情報削除の各主張に関し、「Xは、…本件同意条項も受領して

おり…、これに同意していると認められる」ことを前提とした上で、本件同意条項に基づく対応をYが遂行しているに過ぎないことを理由として、Xの各主張を排斥した。

かかる判断は、Xが同意している本件同意条項に基づく対応をYが遂行する限りにおいて、延滞情報の登録を含むYの各行為について違法性がないことを理由とするものであり、一般的な解釈論に照らして合理的なものと評価できる。併せて、本件携帯電話機の代金の支払が完了していないことを踏まえ、本件同意条項上の「本件契約終了」に該当しないと判示した点に関しても、本件同意条項の文理解釈及び趣旨に照らした事実評価として適切なものと思われる。

なお、本件における支払状況等に関する情報はYが各種の権限を有する情報として保有するものであることを考慮すれば、個別訴訟の構造という文脈において、Yを被告とする情報削除等の請求は、一つの訴訟類型として実務上の違和感は無いものと考えられる。他方、情報削除等に関する一般的な訴訟構造の文脈においては、人格権を基礎とする請求の位置付け及び既存の裁判例の動向等を踏まえた場合、信用情報機関を被告とする請求も理論上の選択肢となり得ることから、事案ごとの典型的な要素を考慮した精緻な検討を要するものと思われる。

3 本件裁判例の位置付け—信用情報登録に関する損害賠償及び情報削除

本件裁判例は、信用情報機関における延滞情報登録に関する損害賠償請求及び情報削除の可否に関する考え方を示すという文脈で実務対応の先例としての意義を有するものである。そこで、以下、信用情報登録の位置付け

について概説し、本件裁判例の位置付けについて述べる。

(1) 前提—信用情報登録の位置付け

割賦販売法においては、法令で定められた情報を指定信用情報機関に登録することが求められる。かかる制度は、指定信用情報機関制度として、債務者（利用者）に対する過剰与信防止を実施するために設けられているものである。登録すべき情報の内容等は、割賦販売法の定めに基づくことが求められ、また、実務運用としては、割賦販売法に基づき指定された指定信用情報機関の定める運用基準等も踏まえて実施されている。

本件裁判例における延滞情報の登録についても、かかる指定信用情報機関制度の存在を前提として、個別信用購入あっせんに関する指定信用情報の登録（以下「信用情報登録」という。）として実施されたものである。

(2) 信用情報登録に関する不法行為等の可否

信用情報登録自体が違法と評価されることによって損害賠償又は情報削除が認められるかどうかに関し、不法行為（又は人格権）に基づく請求が認められることがあるかが本件に関連する論点となる。具体的には、延滞情報の登録自体がどのような場合に違法性を帯びる（「他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した」）ことになり得るかが問題となる。

この点に関し、まず、同意条項を適切に示した上で債務者からの同意を取得している場合、当該同意条項に即した信用情報登録（信用情報機関に対する情報提供）を実行している限り、債務者との合意内容に違反するものではなく、また、債務者の合理的な期待等を

損なうものでもないことから、原則として、違法との評価を受けるべきではないものと考えられる。そして、上記のとおり、信用情報登録制度が過剰与信防止を目的とすることを考慮すれば、割賦販売法に基づく所定の信用情報の登録を適法に実施している限り、当該登録自体が違法と評価されることは制度趣旨からしても適切ではないものと思われる。

そのため、延滞情報の登録については、本人からの同意取得について形式的な不備等がある例外的な事情がある場合を除き、違法性を理由とする損害賠償及び情報削除が認められるものではないものと考えられる。本件裁判例は、かかる枠組みに即した事例判断を示すものとして適切なものと評価できる。なお、個人情報保護法に基づく利用停止等の請求については、同法の要件及び趣旨に即した個別の検討を実施して結論を導くことを要するが、本裁判例の検討の方向性は、かかる検討においても一つの考慮要素となるものと思われる。

4 おわりに

以上を踏まえ、本件裁判例は、延滞情報登録に関する実体法の取扱いに言及したものとして今後の実務対応において参考になるものと評価できる。具体的には、今後の信用情報登録の在り方を検討するに際し、同意条項の記述内容の精査などの場面において個別対応の方向性検討の契機となる示唆を得ることができるものと思われる。